

○多古町建設工事等契約事務取扱実施規程

(平成6年11月16日訓令第2号)

改正 平成8年4月1日訓令第4号 平成19年2月1日訓令第2号
平成21年6月25日訓令第7号 平成23年8月16日訓令第8号
平成28年3月18日訓令第4号

(目的)

第1条 この訓令は、多古町が発注する工事又は製造の請負、建設資材の買入れ及び調査測量、設計等の業務委託(以下「工事等」という。)に係る契約事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより合理的かつ適正な処理を図ることを目的とする。

(執行伺)

第2条 工事等の契約の締結及び施工に関する事務を分掌する課長(以下「主務課長」という。)は、工事等が発注しようとするときは、あらかじめ執行伺により所定の決裁を受けなければならない。

(指名業者選定審査会)

第3条 主務課長は、指名競争入札を行う場合において、当該入札に参加できる者(以下「指名業者」という。)を決定しようとするときは、あらかじめ多古町建設工事等指名業者選定審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴かなければならない。

(指名業者の推薦)

第4条 主務課長は、審査会の開催に際し、指名業者を推薦することができる。

(指名業者の決定)

第5条 入札に係る指名業者の決定は、審査会の庶務及び入札に関する事務を分掌する課長(以下「財政課長」という。)が、審査会の会議結果に基づき町長の決裁を受けることにより決定するものとする。

(指名通知)

第6条 前条の規定により指名業者を決定したときは、財政課長又は主務課長は、多古町財務規則(昭和59年規則第2号。以下「財務規則」という。)第138条第2項の規定により指名業者に通知するものとする。ただし、町の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による入札(以下「電子入札」という。)を執行する場合は、別に定める方法により通知するものとする。

(現場説明等)

第7条 図面及び現場に関する説明、契約条件その他積算に必要な事項の説明(以下「現場説明等」という。)は、主務課長が行うものとする。

- 2 主務課長は、現場説明等の際し、指名業者に対し、別に定める入札約款（電子入札を執行する場合は、電子入札約款。以下同じ。）及び契約書案を提示しなければならない。

（入札）

第 8 条 入札は、町長、副町長又は財政課長（以下「入札の執行者」という。）が執行するものとする。

- 2 入札は、別に定める入札約款に基づき行わなければならない。
- 3 入札を行う場合においては、主務課長又は主務課長の指名する者（以下「立会人」という。）が当該入札に立ち会わなければならない。

（開札）

第 9 条 前条第 1 項の規定による入札の執行者は、開札に当たって落札者及びその金額を読み上げなければならない。

- 2 入札の執行者は、再度入札を行う場合においては、前入札における最低入札金額を読み上げなければならない。

（入札不調に伴う措置）

第 10 条 再度入札の結果においても落札者がいないときは、入札の執行者は、立会人の意見を聴き、最低入札者（最低入札者から見積を徴することができないときは、最低入札者を除く他の入札者のうちの最低入札者）から見積りを徴することができるものとする。ただし、最低札の金額と予定価格の差が大きい等のため、入札の執行者が見積りを徴することが適切でないと認めるときはこの限りでない。

- 2 前項の規定により契約の相手方が決定しないときは、主務課長は、当該工事等に係る設計について検討の上、指名替え又は設計変更等再び入札に付するための必要な措置を講ずるものとする。

（予定価格）

第 11 条 予定価格は、町長が決定し、町長の指示により財政課長が調書（財務規則第 81 号様式）を作成する。

（最低制限価格）

第 12 条 工事等に係る入札においては、別表第 1 を基準として最低制限価格を設けるものとする。ただし、当該工事等に係る契約の履行に関し特にその必要がないと認められるときは、最低制限価格を設けないことができるものとする。

（入札結果の通知）

第 13 条 財政課長は、入札の結果及び第 10 条第 1 項の規定による見積りの結果を、開札調書に係る書類を添えて主務課長に送付するものとする。

（契約の締結）

第 14 条 入札又は見積りにより契約の相手方が決定したとき、又は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年多古町条例第 10 号）に

規定する工事等の契約について議会の議決があったときは、主務課長は、所定の決裁を受けて速やかに契約を締結しなければならない。

- 2 議会の議決に付すべき契約の締結に関し、契約の相手方が決定したときは、必要に応じ仮契約を締結することができるものとする。

(かし担保責任期間)

第 15 条 工事等の請負契約におけるかし担保責任を負うべき期間は、工事等の種類ごとに別表第 2 に定めるところによるものとする。

- 2 工事の種類、性格等により、かし担保責任を負うべき期間が前項の規定によることが適切でないとき認められるときは、別に定めることができるものとする。

第 16 条 削除

(増工事の契約等)

第 17 条 契約を締結し、請負者が既に施工中の工事等について新たな工事等を契約変更により増加させることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、契約変更により増額できる金額は、原則として請負金額の 100 分 30 までとする。

(1) 追加して発注しようとする工事等(以下「増工事等」という。)の設計を本工事等と分離して行うことが不適當であるとき。

(2) 発注時において知り得ることが困難な要因に基づくとき。

(3) その他契約変更により行うことが特に必要であると認められるとき。

- 2 前項各号に定める場合を除き、増工事等に係る契約の締結は、本工事等の契約と別途に行うものとする。

(工期の延長)

第 18 条 主務課長は、契約の相手方から工期延長承認願が提出されたときは、その内容を審査し、やむを得ないと認められるときは、所定の決裁を受けて工期の延長に関する変更契約を締結するものとする。

(変更契約書の様式)

第 19 条 工事等の請負契約に係る変更契約は、別記第 1 号様式により行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は、この限りではない。

(工事台帳の整備)

第 20 条 主務課長は、工事等の契約及びその履行状況を把握するため、工事台帳(別記第 2 号様式)を整備しておかなければならない。

(事故報告)

第 21 条 主務課長は、所管する工事等について、契約の履行及び工事の施工に関し、事故が発生したときは、別記第 3 号様式により速やかに町長へ報告しなければならない。

(資格者名簿の管理等)

第 22 条 財政課長は、多古町建設工事等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)は、適正に管理し、常に良好な状態に管理するとともに適正な運用を図らなければならない。また、電子的な名簿においても、同様とする。

2 財政課長は、資格者名簿が新たに作成されたときは、旧資格者名簿を取りまとめ焼却その他の方法により処分するものとする。

(秘密の遵守)

第 23 条 工事等の契約事務に携わる者は、業者の指名及び工事金額等に関し、職務上知り得た秘密を守らなければならない。

附 則

この訓令は、平成 6 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 4 月 1 日訓令第 4 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 1 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 25 日訓令第 7 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成 23 年 8 月 16 日訓令第 8 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 18 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 12 条)

工事等の種別	最低制限価格
建築工事、鋼橋梁工事、堰堤工事、岸壁工事、頭首工事における本体工事、下水処理施設工事及びこれらに類する工事並びにこれらに付帯する設備工事	予定価格の 100 分の 85
土木一般工事、舗装工事及びその他の工事並びに製造	予定価格の 100 分の 80
建築関係の建設コンサルタント業務及び地質調査業務	予定価格の 100 分の 80

土木関係の建設コンサルタント業務、測量業務及び補償コンサルタント業務	予定価格の 100分の80
------------------------------------	------------------

別表第2(第15条第1項)

工事等の種別	かし担保責任期間
コンクリート造りの建築物及び土木工作物	2年
木造の建築物及び設備その他の工事	1年

第1号様式(第19条)

建設工事請負変更契約書
[別紙参照]

第2号様式(第20条)

工事台帳
[別紙参照]

第3号様式(第21条)

工事事務等に関する報告書
[別紙参照]